

ふるさと納税制度の活用における空家等の管理について

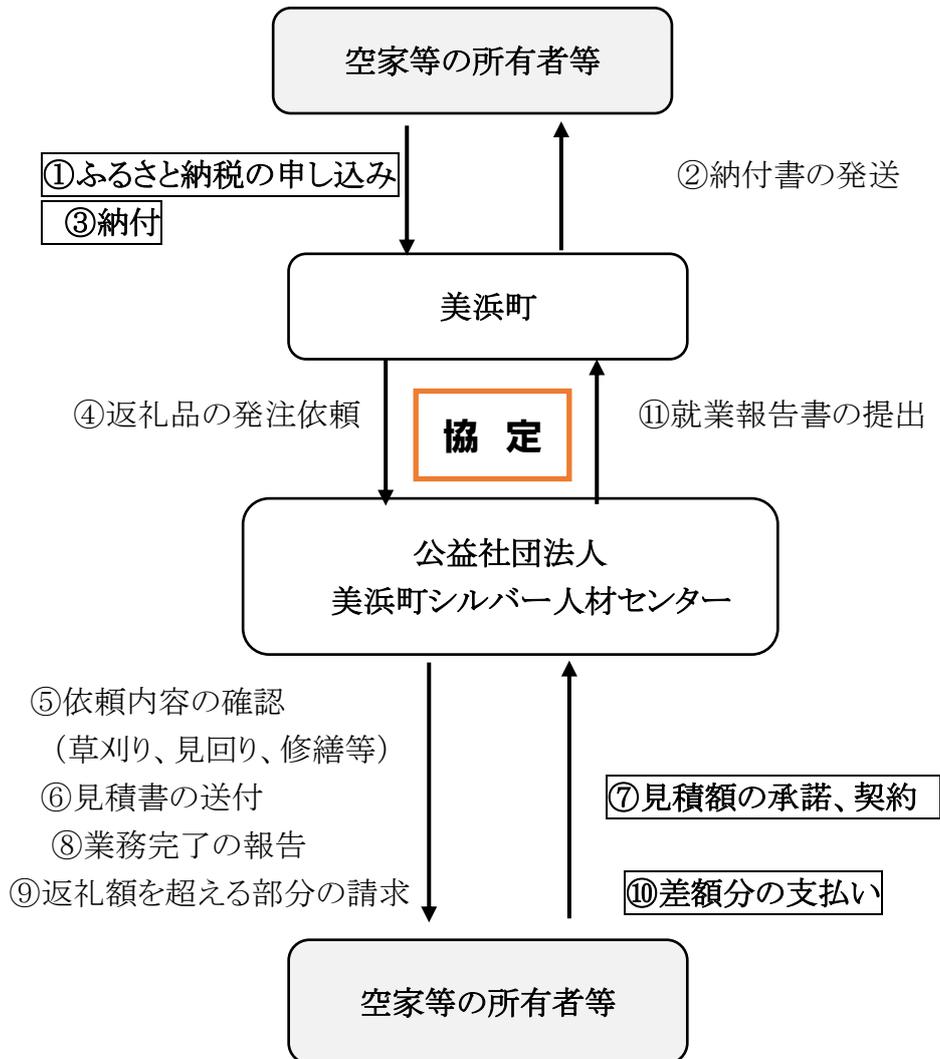
現在、使用していない住宅や倉庫などを適正に管理することはとても大変です。

また、近隣の方々にとっても生活環境の悪化などのおそれから、大変不安な気持ちをお持ちになられる方もいます。

しかしながら、先祖から引き継いだ物件には、それぞれ思い入れもありますし、財産としての価値もあります。なかなか見に行くことはできないが、ご近所にも迷惑をかけたくないとお考えの方にご提案申し上げます。

現在使用していない建築物等を適正に管理することで様々な問題を解決することの一助として、本町では、ふるさと納税制度を活用した制度を開始しました。

手続きについては、以下のとおりとなりますので、ご確認ください。



※ ふるさと納税の申込み者の行うことは①、③、⑦、⑩となります。

※ 返礼額の目安については、裏面をご覧ください。

返礼額の目安について

納付額	返礼額
1 万円の場合	3 千円
2 万円の場合	6 千円
3 万円の場合	9 千円
5 万円の場合	1 万 5 千円
10 万円の場合	3 万円

- 納付額の 3 割を目安として返礼額とします。
- 千円未満に端数がある場合は、切り捨てとなりますので
ご了承ください。
- 納付の日から1年以内にご利用ください。1年を経過しますと
権利が消滅します。